

明るい選挙春日井市推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 民主政治の基礎である選挙が、その果たす使命に従い適正に行われるよう、明るい選挙推進運動の総合企画及び推進を図ることを目的として、明るい選挙春日井市推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、必要に応じて次の事業を実施する。

- (1) 明るい選挙の推進に関する調査研究及びその実施
- (2) 各種啓発事業における春日井市選挙管理委員会との協力
- (3) 前2号に掲げるもののほか、明るい選挙の推進に必要と認める事業

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから、春日井市選挙管理委員会委員長が依頼した者20人以内で組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 各種民間団体の役員
- (4) 明るい選挙の推進に熱意を有する者
- (5) 春日井市選挙管理委員会の委員及び補充員

2 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は春日井市選挙管理委員会委員長をもって充て、副会長は会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は事故のあるときはその職務を代理する。

(招集及び議事)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の議事は、出席委員が過半数で決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、春日井市選挙管理委員会で処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、昭和37年5月14日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和40年5月27日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和50年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。